介護保険適用除外等該当について

2019.5.1作成

介護保険適用除外等該当者について

本組合に介護納付金保険料を納める被保険者のうち、国内に住所を有しない方、身体障害者療養施設等に入所している方は、介護保険関係法により介護保険適用除外者と規定され、届出により介護納付金保険料を納める必要がなくなります。

添付資料について

該当の場合は、施設入所（院）証明書を添付してください。

ただし、介護保険適用除外等該当届に施設入所（院）先証明がある場合は不要です。

時効について

保険料の時効は、国民健康保険法で2年です。

本組合の保険料の賦課期日は毎月１日とし、日割り計算は行いません。

該当の方は、お早めにお手続きください。

介護保険適用除外等非該当について

介護保険適用除外等非該当者について

本組合に介護保険適用除外等該当の届出られた被保険者が、該当しなくなったとき、６５歳を迎えたときは、介護保険適用除外等非該当届を提出していただきます。

その他留意事項

「介護保険適用除外等非該当届」に施設入所（院）先証明書は必要ありません。